

日時・場所	平成31年4月15日（月） 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、瀬川議会事務局長、竹中政策調整部長、吉川政策調整部政策監、小山総務部長、三上総務部政策監、田中市民部長、高橋健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、服部都市建設部次長、遠藤環境経済部長、川端会計管理者、杉本教育部長、吉田政策調整部次長、事務局（企画調整課）

1. 市長指示事項

- ・ 今週、ロードマップの協議を予定している。予算の時にも検討しているが、具体的に事業を進めるにあたって、各部各課の方針やこれまでの実績評価について、できるだけフラットに情報交換できるように準備してもらいたい。
- ・ 消費税の引上げに伴う国のメニューで、プレミアム商品券、子育て支援、幼児教育無償化等について検討してもらっているが、国の方針が具体的に定まらない。朝三暮四という言葉もあるが、市民にも市にも負担がかからないように割り切って進めてもらいたい。
- ・ 都市計画税について、閉会中に審議を行うため、4/23に総務常任委員会が開催される。都市基盤整備のための税だが、教育、子育て、福祉等にも影響があるので共有化して欲しい。前回の審査で、一部の議員は市民への説明を行うべきとのことだが、市としては市民への説明は十分に行ったという認識であり、閉会の挨拶では課題を明確にして、議会で責任をもって再度審議を賜りたいと伝えている。基本的に資料はなしということだったが、市民や議会の一部の声を聞いていると、税が確保できたら何ができるのかとの意見があるので、従前から庁内で検討してきている都市公園や街路、雨水幹線等であったり、基盤整備で財源が確保されれば福祉医療の拡大充実や高齢化に向けて一定の地域でのもう一段の施設整備等といったことをラフに出そうと考えている。日程的に部長会議には間に合わないが、今までの積上げを各部で用意して出してもらおうよう検討願う。

2. 議題

① 野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例及び野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

平成31年7月1日の市立病院の開院時に事業管理者を設置し、病院長が当該事業管理者を兼ねることを予定していたが、当初の想定より病院の経営及び病院事業に対する負担が大きくなっている状況に鑑み、当面の間、事業管理者の権限を市長が引き続き行うことで事業の円滑な移行及び運営の安定化を図るため、所要の改正を行うものである。内容としては施行日を令和2年4月1日に変更するもの。

なお、前回の部長会議で提案した「野洲市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」において、認可保育所に限定した保育手当となっている理由について確認した結果を報告する。基準を満たさない無認可の保育所の保育料には基準がなく、そこまで負担することは考えていないこと、また、現野洲病院の手当制度を参考にしており混乱なく対応できることの2点がその理由である。

② 改元に伴う公文書等の取扱いについて

政令の公布に伴い、改元に伴う公文書における取扱いについて整理した。改元期日前までに作成した文書で平成と表示されていても有効とし、整理は行わない。改元期日までに作成する公文において、改元期日以降の年を表示する場合は「平成」を用いる。改元期日以降、会計年度は国に準じて令和元年度と表示する。やむを得ず改元期日以降に平成の表示が残るものについて、市民への周知等はホームページや広報へ掲載して行うが、各所属においても通知へお知らせを同封する等、適正な対応をお願いする。

→ 条例改廃にも関連するため、全協で周知した方が良いのではないかな。

→ 検討する。

→ 市民への周知は広報5月号か。

→ 6月号に掲載予定である。

→ 市独自の制度ではないため国が周知すれば良いのではないかな。市民が提出された申請書の記述が誤っていても、どこまで許容するかによっては市民にはあまり影響がないのではないかな。

→ 文書が適正であるかの確認はするが、元号が間違っても無効という判断はしない。

→ 市が周知することでかえって混乱が生じるのではないかな。シンプルに必要な方だけに伝えれば良いのではないかな。工夫して欲しい。

→ 広報やホームページでの周知ではなく、個別にお知らせ文書等で対応することとする。

→ 4月中に発行する文書では、まだ即位も改元もされていないため令和と表示するのはおかしい。この点は気を付けておかないと、指摘を受ける恐れがある。

③ 平成31年度人事評価に関するスケジュール等について

平成31年度の人事評価に関してスケジュールを設定したので報告する。平成31年5月10日までに各部及び各所属の組織目標等を設定願う。平成31年5月20日に部門間難易度調整会議を行い、平成31年5月22日から各所属員の個人目標等の設定を行い、部内難易度調整会議等を経て各人の目標を確定させていく。

マニュアルを改定し、業績評価について、課長級以上及び所属長の「通常管理業務全般」に対するウェイトは、原則40%とする。

④ 平成30年度 野洲市生活困窮者支援事業実績報告について

生活上の複合的な問題を抱える生活困窮者を対象に行う生活困窮者支援事業について、平成30年度実績について報告する。生活困窮の新規相談実人数は315人、やすワークによる就労支援への相談件数は延べ749件（実人数112人）、就職内定獲得件数は122件（実人数92人）である。（市民生活相談課受付）

就職困難者における就労支援相談については、延べ相談件数471件（実人数59人）、就労者数は14件である。（商工観光課受付）

→ 全協には資料配布のみとなっているが、来年度から一本化されることについて説明しておくように。

→ 説明する。

⑤ 野洲市まちづくり基本条例の検討結果及び今後の方針について

野洲市まちづくり基本条例第30条には、「市長は、この条例の施行から4年を超えない期間ごとに、この条例が第1条に規定する目的を達成するに適切か否かを検討するとともに、必要と認めるときは、条例の改正その他適切な措置を講じます。」と定めており、平成30年度はその検討、見直しの年度となることから、検証を行ったものである。

検証の結果、特に大きな課題は見当たらないものの、見直しを前提とした取扱いの是非や他の条例との整合性等の不備がないかということについて改めて検証し、まちづくり基本条例推進委員会において審議を行う。

→ 住民投票制度を入れるために4年後の見直しとなっていたようだが、既に宿題は解決しており意味を成していない。総合計画や環境基本計画、人権についても、本来であればここに入れるべきもの。それぞれの条例は変えることまではしなくても良いが、他のまちの真似をしてやっているためバラバラであることから、この機会に最大限整合性を取るように。

→ 「必要に応じて見直し」という表現は、「必要な見直し」に修正すること。

→ 修正する。

⑥ 野洲市介護保険条例の一部を改正する条例

介護保険料については、消費税による公費を投入して低所得者の負担軽減が平成27年から行われているが、平成31年10月に実施予定の消費税率の引上げにより、軽減の拡充が行われることから、当該条例において保険料を引き下げる改正を行うものである。

この改正により、介護保険の保険料算定における12段階の所得区分のうち、所得の少ない第1から第3段階の保険料をそれぞれ、本来の保険料の75%、83%、97%に引き下げる。

⑦ プレミアム付商品券事業の実施について

本年10月1日からの消費税及び地方消費税率の引上げに対する低所得者・子育て世帯の消費に与える影響の緩和、地域における消費を喚起し、下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けにプレミアム付き商品券を発行するものである。

今月下旬に専決にて予算措置を行う予定。周知はこれから実施し、商工会と使える店舗の範囲を定める等の作業を進める。その後、該当者への通知を行い、8月から申請を受け付け、10月から5ヶ月間販売し、換金は1ヶ月遅れで行う予定である。4月下旬から事務室を使用するので、協力願いたい。

また、この商品券を買ったり使ったりすることで低所得者と推測されてしまう恐れがあり、個人情報の点で懸念があるため、差額の5千円だけ交付できないか国へ質問したが、消費喚起の観点が入っているため不可であり、子育て世代も含まれることからそのようなことはないとの回答であった。このようなやり取りがあったため、予算措置が今になったもの。

→ 対象者全員に通知を出すのか。

→ 全員に周知する。

→ 出生届のときに案内を渡す等して、できるだけ情報を伝えるように。

⑧ 「野洲市緑の基本計画」策定に係るスケジュール及び検討方法について

現在の「緑の基本計画」は、合併前の旧野洲町が平成11年3月に、また旧中主町が平成12年3月に策定したものを継承しているが、令和2年度に計画の終期を迎えることから、来年度を目途に野洲市としての緑の基本計画の策定を予定している。計画策定までのスケジュールや検討方法について報告する。

→ 委員は公募するのか。

→ 条例策定においてはNPOアクティブ近江富士の会員に入ってもらおう。計画策定では公募を行う。

→ 計画のときには公募する旨を説明すれば条例の委員も納得されるだろう。

→ 元号に係る表記は問題ないか。

→ 基本的な考え方としては、改元期日前に作成された文書では平成で表記いただきたい。分かりにくければ西暦を併記するのもひとつの方法である。

→ 訂正する。

⑨ 野洲市立学校における重大事態の調査報告書について

昨年度に発生したいじめ事案への対応の経緯や問題点、野洲市小中学校いじめ問題専門委員会からの提言について報告するものである。全協には概要版のみ提出する。希望される議員については、学校教育課での閲覧も可能である。

→ 教員免許を持った職員だけだと閉じこもってしまい、専門委員会も秘密でやろうとしていた。いじめは人権問題の最たるものであり、まち全体の福祉や人権にも関わるので、きちんと検証すること。人権のまちとして、これまで教育や研修をやってきたが、これでゼロにリセットされたと思っている。市長権限の委員会を開くことも考えたが、ここまで調査して評価され、透明性を保ってもらったので、教育委員会の対応に委ねようと思っている。また、スクールソーシャルワーカー(SSW)を6人配置しているが、この件では全く相談されていなかった。これはSSWの問題ではなく学校側の問題であり、学校教育が閉鎖的だということが今回分かったので、これをきっかけに人権や福祉の視点でも連携するようにしてほしい。

⑩ 全員協議会への提出事項について

4月25日開催予定の全員協議会に14件の報告事項を提出するので、各部で対応をお願いする。

→ 未提出の案件があれば速やかに庁議に付議願いたい。

3. その他伝達事項

・ 4月14日19時40分頃、南桜の事業所で廃材が焼損する火災があった。約50㎡が燃えたが人的被害はなかった。消防団から9名に出動いただいた。(市民部)

・ 4月23日9時から総務常任委員会が開催されるので、関係者は出席願う。(議会事務局)

→ 資料なしと聞いていたが、先ほど話した内容と課税スケジュールについて資料を出す。

4. 次回部長会議の予定

4月22日(月) 8時45分～ 庁議室